

伊那市、駒ケ根市、箕輪町、南箕輪村及び宮田村における感染症対策を強化します

令和3年5月21日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

上伊那圏域については、5月14日に感染警戒レベルを4に引き上げたほか、5月20日には、とりわけ感染の拡大が顕著な伊那市、駒ケ根市、箕輪町、南箕輪村及び宮田村（以下「5市町村」という。）の感染警戒レベルを5に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出し、県としての感染症対策を強化しているところです。

しかしながら、飲食の機会を起因とする陽性者が継続して確認されており、今後の感染拡大が懸念される状況であることから、感染の連鎖を未然に防ぎ、上伊那圏域におけるこれ以上の感染拡大を封じ込めるため、伊那市、駒ケ根市、箕輪町、南箕輪村及び宮田村において追加の対策を講じることとします。

2 伊那市、駒ケ根市、箕輪町、南箕輪村及び宮田村における県の対策強化について

5市町村におけるさらなる感染拡大を防ぐため、5月20日の特別警報Ⅱ発出時の対策に加え、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化します。5市町村にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、次に掲げる県の対策にご協力をお願いします。

（特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）に基づき実施するものです。）

（住民及び来訪者への協力要請）

- ① 事業所や店舗を利用する際のマスク着用、飲食を主として業としている店舗におけるカラオケ設備の利用の自粛について協力を要請します

（事業者への協力要請等）

- ② 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）について協力を要請します（5月23日から6月5日まで）
- ③ 市町村と連携しガイドライン遵守等の働きかけ活動を強化します

（事業者への支援）

- ④ 営業時間の短縮等を行った事業者を支援します

（集中的な検査の実施）

- ⑤ 飲食店の従業員を対象としたPCR検査を実施します

- ① 事業所や店舗を利用する際のマスク着用、飲食を主として業としている店舗におけるカラオケ設備の利用の自粛について協力を要請します

5市町村にお住まいの皆様や訪問される皆様に、事業所や店舗を利用する際のマスク着用、飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）におけるカラオケ設備の利用の自粛について協力を要請します。

② 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）について協力を要請します（5月23日から6月5日まで）

（特措法第24条第9項）

5市町村における酒類の提供を行う飲食店等に対し、次のとおり協力を要請します。

なお、要請の期間は5月23日*から6月5日までとしますが、感染状況により延長する場合もあります。

| 種 類 | 区 分 | 要請の内容 |
|---|-----------|--------------------|
| 接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る） 〔特措法施行令第11条第1項第11号に該当する施設〕 | ガイドライン非遵守 | 休業 |
| | ガイドライン遵守 | 営業時間短縮 （5時～20時） |
| 飲食店等（酒類の提供を行うものに限る） 〔特措法施行令第11条第1項第14号に該当する施設〕 | — | 営業時間短縮 （5時～20時） |

※ 23日の営業時間から（営業時間短縮の場合は23日の20時以降）適用

③ 市町村と連携しガイドライン遵守等の働きかけ活動を強化します

5市町村と連携して、個々の事業者、店舗を巡回し、感染拡大予防ガイドラインの遵守を働きかけるとともに、「新型コロナ対策推進宣言」の実施や「信州の安心なお店」への認証申請を働きかけます。また、次の点について協力を呼びかけます。

- ・ 飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）におけるカラオケ設備の利用を控えること
- ・ 発熱その他の症状のある方又は正当な理由なくマスクを着用しない方は店舗の利用を控えることの周知
- ・ 座席間の適切な距離が確保できない店舗等における、希望する利用者の座席へのアクリル板の設置

④ 営業時間の短縮等を行った事業者を支援します

県の要請に応じて営業時間の短縮等を行った事業者を支援します。

⑤ 飲食店の従業員を対象としたPCR検査を実施します

市町村と連携し、飲食店に勤務している方で、発熱やだるさなどの症状のない方に対して集中的なPCR検査を実施します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）を要請する施設

| 種類 | 施設例 | 要請の内容 |
|----|-----|-------|
|----|-----|-------|

● 下記に掲げる特措法施行令第11条第1項第11号に該当する遊興施設

| | | |
|-----------------------------|--|---|
| 接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る） | キャバレー ナイトクラブ ダンスホール スナック バー ダーツバー パブ ライブハウス カラオケボックス 等 | ○ガイドラインを遵守していない施設 ＝ 休業を要請 ○ガイドラインを遵守している施設 ＝ 営業時間短縮（5時～20時）を要請 |
|-----------------------------|--|---|

● 下記に掲げる特措法施行令第11条第1項第14号に該当する飲食営業施設

| | | |
|---------------------|----------------------|--|
| 飲食店等（酒類の提供を行うものに限る） | 居酒屋 食堂 レストラン 等 | 営業時間短縮（5時～20時）を要請（宅配・テイクアウトを除く） |
|---------------------|----------------------|--|